第1期第10回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1	日時	平成 17 年 2 月 23 日 (水曜日) 午後 3 時~午後 4 時 50 分
2	場所	市役所 5 階委員会室
3	出席者	【会長】新井明夫 【会長代理】黒木中 【委員】小山豊、島谷晴朗、瀧島愛夫、株式会社
		中根綜合建築事務所、中野恒雄、小宮國暉、神屋敷和子、島田清四郎
4	欠席者	なし
5	議題	福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の換地設計基準について【継続審議】
6	傍聴者	6名
7	配布資料	【資料 1】面積規模別分布表【資料 2-1】換地申出書【資料 2-2】換地申出者変更届【資料 3】「申し出換地」にかかる仮換地(案) の供覧までのフロー【参考資料】私道等の取扱いフロー図(第7回審議会配布資料 2-1 改訂版) 【参考資料】私道等の取扱いフロー図参考資料(第7回審議会配布資料 2-2 改訂版) 【参考資料】福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業赤道位置図

会長(新井明夫君) 定刻となりましたので、ただいまから第 10 回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件の確認をいたします。

事務局に、本日の出席委員数の報告を求めます。区画整理課長。

区画整理課長(羽村福寿君) 本審議会の委員定数は 10 名でございます。本日の出席委員は 10 名でございますので、報告させていただきます。

会長(新井明夫君) 報告のとおり、本日の出席委員数は 10 名でございますので、会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号8番の神屋敷委員と、議席番号9番の島田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議は公開で行うものといたします。

土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第2条に基づく傍聴者は、現在6名でございます。

初めに、議事に入ります前に、前回の審議会における審議内容等にかかわる資料が施行者から提出されておりますので、 その説明をお願いいたします。青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) それでは、お手元にご配付しております資料のご説明をさせていただきます。まず資料1でございますが、これは前回、第9回の審議会で資料請求があったものでございまして、これは「面積規模別の分布表」ということで、ヒストグラフで表していただきたいというご要望がありました。ヒストグラフはいろんなつくり方があるのですけれども、今回、この資料1のように示させていただきました。

横長になっておりますが、下に書いてある数字が面積の規模を表しております。これはちょっと記載が十分でないのですが、一番左がゼロから5平方メートル、一番右が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内ということでございます。棒グラフが面積の割合でございます。そして、折れ線グラフが件数の割合を示したものでございます。

件数では、ここに示してありますように、05 を超えて 200 平方メートル未満のところが 9%というふうな数字になっております。面積につきましては、当然大きな面積のところが大きな割合を示すということになっておりますので、見ていただきたいと思います。

続きまして、資料 2-1 でございますが、これにつきましては、申し出換地の取扱い方針の第4第1項に基づきます「換地申出書」の書式でございます。このような形で申し出を出していただくというふうな形になっております。

なお、ここで、具体的に申出街区の記載事項がありますが、これはあくまでも、希望を出していただくために、おおむねこういうところを希望しているというところがわかるような形でお出しいただくと。ここで大勢の方が重なった場合等につきましては、施行者と出された方々と協議しながら決めさせていただくというふうな形になります。

続きまして、資料 2-2 でございますが、これはやはり取扱い方針の6の第1項の「換地申出者の変更届」の書式でございます。このような形でお出しいただくというふうに決めさせていただきたいと思います。

続きまして資料3でございますが、これにつきましては、「『申し出換地』にかかる仮換地(案) の供覧までのフロー」ということで、流れを示したものでございます。

こちらには時期の掲載がございませんが、前回ご説明いたしましたように、申し出換地の受付終了の時期ですが、一応 7月をめどに事務を進めていきたいと考えております。

そうしますと、逆算しますと4月から5月にかけて、一番上の、権利者に対しての説明を行っていきたいというふうに

考えております。そして、仮換地(案) の供覧を平成8年の3月をめどに進めていきたいというふうに考えております。 以上が流れでございます。

続きまして、次に「私道等の取扱いフロー図」。これにつきましては、神屋敷委員から、このように修正してくださいとのご要望がありましたので修正したものでございます。「私道等の取扱いフロー図」、それと「私道等の取扱いフロー図の参考資料」です。このような詳細について記載したものでございます。訂正させていただいたものでございます。

そして最後に、A3 の資料でございますが、これは中野委員さんから請求がありました、「赤道の位置」がどのようになっているかということで、その図面を示していただきたいということでございましたので、施行区域内はこのような形になっております。

ちなみに赤道という定義でございますが、これは左側に書いてありますように、公図に朱色で色分けした無地番の公の道を赤道と呼んでいます。なお、現在、不動産登記法第7条の地図では、この朱塗りの表示の方法は採用されてないということです。以前はこのような色が塗られていたということでございます。

以上で、皆さんに提出いたしました資料のご説明を終わります。

会長(新井明夫君) 資料説明が終わりました。

ご質問の方はご発言願います。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 前回の審議会でも分からないことがたくさんありまして、それを整理して聞いてみたいなと思うんですけれども、結局、今日配られた資料なんかも、前回の資料、前々回の資料の訂正版ということなので重複することになると思うんですけれども、まず一番最初に、今回のでなく前回の資料になるのですけれども、前回資料の1というところの、面積規模分布表のところなんですけれども、これでわかりやすく、ここの地域がどういう宅地の構成でできているかというのは、このまちづくりとかにおいては非常に基本になるものじゃないかということで、その宅地の分布図を出してくださいとかいうことで、今回、グラフが出たんだと思うんですけれども、そこのところでまだまだちょっと分からないところというのは、この3万,792平方メートルというのが集計面積のところにあるんですけれども、これは事業計画の更正地積を見ると、36万4,037で約5万平方メートルの差があって、前回のお話によると墓地とか墳墓地が入っていないとか、あとそれから、この集積はあくまでも航空写真で撮ったものを宅地利用されている区画に区切って算出した規模です、という青木参事さんからのご説明があったんですけれども、縄延びというのは結局入っているということなのか。ちょっとそこがもう一度、航空写真で撮っているわけですから、この中には縄延びが入っているのでしょうかということを、もう一度ちょっとお聞きしたいのです。

それから、そこの説明の中で、あくまでも対象としている、現在建物が建っているとかそういう宅地として一般的にいう宅地、減歩緩和を受けることのできる宅地以外のものです、というところなんですけど、減歩緩和を受けることのできる宅地以外じゃなくて、これは減歩を受けることができる宅地以外のものですという意味ではないのかなと思うんですけれども、ちょっとそこを教えていただきたいんですけど。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) まず、2 点目を先にご説明させていただきますが、神屋敷委員さんの解釈のとおりでございます。減歩緩和を受けられる宅地ということでございます。もし、私がそこでご説明していたら、訂正させていただきたいと思います。

それと、1 点目なんですけれども、縄延びが入っているか入っていないかという、これは縄延びというのは登記地積と現状が違うというふうな、その差のことを言うわけです。その大きくなっているものを縄延びと言いますが、原則的に航空写真で撮ったということですので、現況で撮っておりますので、正式に含まれているということは限定できませんが、含まれる要素のある、要素というのはおかしいんですけど、おおむね含まれているだろうということの解釈でよろしいかと思います。以上です。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) あと、緑地が入っているかというところで、「事業計画の緑地の中には、減歩緩和を受ける宅地ということで緑地は入っています」と。それから、「稲荷神社もカウントされている」というふうにおっしゃったと思うんですけれども、稲荷神社は、そうすると減歩されるというふうにとっていいのでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) まず、緑地は入っているかというご質問ですが、稲荷緑地のところのご質問だと思うんですけれども、稲荷緑地は現在、都市計画決定されて稲荷緑地が、宅地として利用されているというふうになっているわけですね。

ですから、そこは宅地で利用されておりますので、そこのところは減歩緩和を対象にしてあげないと、今現在お住まい

の方と一般権利者の方と、一般の宅地の方とは差をつけることができないということから、その稲荷緑地分の宅地のところは減歩緩和の対象になるということを説明させていただきました。

それと、稲荷神社も入っているんですけれども、ここにつきましては、減歩緩和を受けるか受けないかというところにつきましては、これはやはり、今対象にはしておりますが、これから換地設計をしていく中で、減歩をどういうふうにしていくかというのは、これはまた個人の宅地とは若干違いますので、その点につきましては、換地設計をしていく中で、もし減歩緩和するならばどのくらいの緩和をしたらよいかを決めていくことになるかと思います。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 今の青木さんの説明で、稲荷神社は緑地じゃないのね。宅地ですね。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) ここは、現在は事業計画では宅地としてカウントしてございます。ですから、 事業計画を見ていただきますとわかるように、面積区分の中では、これは事業計画の6ページと7ページになりますが、 いわゆる「整理施行前後の地積」という中で、施行前のところで公共用地としての緑地としては含まれてないんです。新 しくこれからできるということになります。以下、宅地というのが下の欄にありますが、こちらに神社等は入っていると いうことでございます。

会長(新井明夫君) よろしいですか。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 稲荷神社のことで話が出ていたのだと思うんですけど、稲荷緑地というのは崖線のことで、稲荷神社というのは寺坂にある神社のことで、稲荷神社のことで話がここのところは出ていたと思うんですけれども。 稲荷神社もカウントされているというふうな、青木参事さんの方からのご発言は、そうだったと思うんですけれども。 そうすると稲荷神社も減歩されるということでとっていいのでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 稲荷神社もいわゆる宅地としておりますので、ただ、その規模について、一般の宅地と同じような減歩緩和を受けるか、特別な扱いで換地を定めるかというのは、これから換地設計をしていく中で決めていくというふうな形になるかと思います。いわゆる特別な宅地として取り扱うかどうかというのは、これから換地設計をしていく中で決定したいというふうに考えております。

会長(新井明夫君) ほかに。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 意見書を書くときに、かなりこの稲荷神社と寺坂を挟んだ、ちょうど前にあるルーテル教会のところで特別な扱いを、何か神社は減歩しないというようなことが市から説明があったのか、そういうような、ルーテル教会は減歩されるのだろうかとか、いろいろ不安がすごく出ていて、住民の方から、神社と教会との差というのはどこにあるのか、法文としてどこにあるのかという議論が随分なされて、意見書にもたくさん出たんですけれども、この特別な宅地として取り扱うかどうかというのは、どこで審議されるのでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは、審議されるというよりは、法律では 95 条にあるわけですが、この中にそれぞれあります。当然、公共施設の宅地とか、あとは鉄道とか、学校とか、墓地とか、もろもろございます。

ただ、ここで言っていますのは、事業計画で皆さんから意見書が出されたところは、教会と神社がありますが、神社のところについては、換地設計をしていく中でおおむねそこの現地換地ではないかというふうな想定、それで教会については、区画道路等が当たるところから移転とか、そういうふうなところから、同じ宗教施設にもかかわらずどうなのかという、たしか、ご意見というか、そのように私は認識しております。

いずれにしても、そういう施設に対して、これは一般の画地の扱いですので、通常であれば、個人の宅地とは若干異なりますが、基本的には区画整理の手法に基づいた形での換地をしていく。しかしながら、換地設計の中では、やはり施設等のことがありますので、そこのところについては実際問題の今の建物の大きさ、それとまた敷地の大きさ等も加味しながら換地設計をしていくというような形になるかと思います。

会長(新井明夫君) 青木参事、どこで決めるかと。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは当然、施行者が決めます。そして、この 95 条につきましてはいずれも、施行者が定めたものは今後、審議会に諮るというふうな形になっております。いずれにしても審議会に諮っていく形になります。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) どうも、そこのところがすっきりしませんね。何かやはりそういう特別な宅地という、いわゆる特例のようなもの、例えば東小学校は全く宅地としてやるわけでしょう。これは特別な宅地として考えられますよね。 そういうようないわゆる例として、そういうような中に含めるということですか。何かいわゆるはっきりとした基準線、そういうものがないと難しいですね。非常に恣意的になっていきませんか。それを聞きます。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) この中にある施設といいますのは、確かに言われますように、神社、教会、そういうような宗教施設なんですが、いずれにしましても、もしそういうところをやはりはっきりしておくという必要があれば、今回、この換地設計基準を定める中で、明確に、いわゆる文書として提示をしたいと思います。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。この審議会へ文書として出したいということで、その点はご了承ですか。

委員(島谷晴朗君) ええ、結構です。ぜひ。

会長(新井明夫君) 参事。じゃあ、そのように扱ってください。

8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) あと、その同じ分布表の中で、入っていないものというところに「墓地、公衆用道路、現況道路になってしまいセットバックしているところで私道として使っている、そのようなところは算入されていない。あと、鉄道用地も算入していない」という青木参事さんの説明だったんですけれども、そうするともう、まだセットバックのところは話し合いをしていないけれども、一応道路になってしまうということで私道として使っている、そのようなところは、宅地としてもうここの表の中には載っていないということなんでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは先ほどもご説明いたしましたが、この面積は基準地積を定めて作っている面積表ではないわけです。ですから現況、と言ったらおかしいんですけれども、航空写真をもとにして、わかる範囲で宅地として利用されている宅地の面積をそれぞれ出しまして、その合計を出したということでございます。

そうしますと、現況が道路としてお使いになっているところについては、公図上とは違うかも知れませんが、現況がそういうふうになって、その囲まれた宅地の面積を算出して集計したものというふうに解釈していただきたいと思います。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) そういたしますと、この間の青木参事さんの説明になっている、「道路になってしまいセットバックしているところで私道として使っているところは算入されていない」とか、そういう細かなところは、本来はここでは示されてない表であるというふうにとってよろしいのですか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 示されていないというか、そこのところは宅地としてカウントしてないということです。今回お出ししているその面積表というのは、いわゆる前回出した面積表は、あくまでも宅地の面積というふうなこと、その宅地の面積というもののカウントがまだ基準地積を定める前の段階ですので、できる限り皆さんに詳細を、どういうふうな分布になっているのかということの請求があったことを受けてお出しした資料というものでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) そういたしますと、課税されているか、課税されていないかとか、そういうことは抜きにして、この数字には出ているということですね。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) はい、そのように解釈して結構でございます。

会長(新井明夫君) ほかに。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 次に、この資料をグラフにして出してくださいと言ったのは私なんです。それで、何しろこの分布図は、一番左側の面積のところが5刻みであったり、30刻みであったり、5であったり、100であったり、500であったり、1,000であったり、5,000であったりということで、わかりにくいということで、今回、先ほど青木参事さんの方から説明があった、このような表になったんだと思うんですけれども、そのほかにもちょっと市の方から、こういうものなのか、ああいうものなのかというような相談が私の方にありました。

それで、あと2枚ほど渡されたんですけれども、どれを見ても、私がこの地域の宅地がどのようなもので構成され分布されているかというのはまちづくりにおいて基本であると言ったものに応えるものではないのです。そういうものがなければ、例えば減歩緩和を話し合ったり、それから、街区に関してウナギの寝床になるのではないかとか、いろいろなことが想像されるんですけれども、そういうものに対応するグラフになっていないのです。

それでまず、このグラフを出してくださったんですけれども、このグラフでどのようなことがわかるとお考えなんでしょうか、市の方は。

会長 (新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これにつきましては、神屋敷委員と市の方との、こういうものでどうですかと。 あくまでも、どういうふうな宅地の規模が多いのかとか、そういうものがある程度わかる資料ということを要求されたこ とから、このような形で出させていただきました。

いずれにしても、もし神屋敷委員の方から、こういうものを作成していただきたいというご要望がありましたら、そのような形で市がつくりますよという、たしかそのときもご答弁したと思います。ですから、なかったことによってこのような形で作らせていただいた。

ただこれも、先ほど神屋敷委員が言っていた中で、換地設計していく中で宅地がウナギの寝床になるかとか、そういうことでなくて、現状の宅地、それはいろいろな形があるわけですが、これはあくまでも減歩緩和をしていく規模、そういうものを定める、そういうふうな決まりを定める上でのこれは1つの資料というふうに解釈していただければと思います。いずれにしても、この中でそれぞれの宅地というものはいろんな形であるわけですが、今、この西口の宅地の規模はこのような分布になっているということを参考に、減歩緩和の基準を定めるための、1つの審議会委員の資料にしていただくということのものでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) ここの地域の状態を見ると、ほかの羽ケ上や小作台と違って、小規模というか 00 坪とかその 辺の、平均で言うと、こちらで出したら約 04 坪なんですけれども、そちらの方に、だからこのグラフで言いますと左側に ぐうっと寄ってくるというんですか、そういう現象が見られるということを、やはりきちっととらえなければいけないと いう意味だったんです。

それで、私たちがやっている検討会で、そこに参加された方で作ってくださいましたので、できましたらこれを皆さんに、私たちはこんなふうなグラフで、ただ、こちらにはデータがないんですね、細かいデータがない。多分これはコンピュータに入っていて、こういうデータ、こういうデータと指導すればそういう形のものが出てくるんだと思うんですけれども、こちらにはデータがないので、わかる範囲でやったので、これがきっちり正しいかどうか分からないんですけれども、こういうようなものを望んでいるんですよというのを作ってきたんですけれども、これを皆さんにお配りしてもいいでしょうか。

それで皆さんも、こういうのじゃなくてもっと違うものをと言ったら、またここで違う表を、ということになると思うんですけれども、やはり審議委員会で検討・分析していくためには、いろいろな資料が必要だと思うんですけれども、今日一応 5 枚お持ちしたんですけど。

会長(新井明夫君) お諮りします。今、お聞きのように、8番・神屋敷委員から、今日、5部ほど表をご持参いただいたそうです。これを各委員さんにお配りして審議の助けにするということは結構なことだと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(新井明夫君) 事務局、配付をお願いします。

[資料配付]

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。今、資料をお配りしましたが、ご説明願えますか。

委員(神屋敷和子君) 一応、上のは 500 で区切っているんですけれども、下は特に多いところを、宅地が多く分布しているところの 495 までのものを細かく出したものなんです。

ただ、こちらにはデータがないので分からないんですけれども、本当は下の面積のところに波線で、ここの部分は除くという形ですれば、例えば20平方メートルずつとか、そういう形でつくろうと思えば、2ミリ間隔ぐらいでできるとかいろいろな方法があると思うんですけれども、私が言ったものに近いかなとは思います。

どういう宅地が分布しているのかということを知っておく必要が、まちづくりにおいてはあるのではないかなと思いましたので、ですから市の方も、大体このような形で細かく、もう少し 20 平方メートルとかで、あと、下に波線を入れるなりしたものを作っていただければいいのではないかと思います。私は思います。以上です。

会長(新井明夫君) 青木参事。今の8番・神屋敷委員の意見ですけれども、参考にして、市の方でさらに細かいデータをもってやれば、質問者が要求したグラフに近づいていくのではないかということですが、参事のお考えを述べてください。青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) こういうふうな形で作っていただきたいということでございますので、作らせていただきます。

ただ、いずれにしましても、先ほど言いましたように、減歩緩和をしていく過程、過程と言ったらおかしいんですけれども、減歩緩和の規模を定める上での1つの資料、そういうことをひとつ踏まえて委員の皆さんも検討をしていただきたい。

今、施行者が1つ換地設計基準案の中で出しております、その中にもいろいろ減歩緩和の取扱い方針を定めております。 そういう1つの市の考え方をお示ししておりますので、市が示しているものに対して具体的なご意見をいただきたい。そのご意見をいただく資料として、ぜひ見ていただければと思います。

会長(新井明夫君) 今の件で8番・神屋敷委員、よろしいですね。資料の作成については。

委員(神屋敷和子君) はい。

会長(新井明夫君) じゃあ、次の質問を。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 減歩緩和とか、減歩の.5倍打ち切り、それからいろいろなことがこの換地設計基準案には出てくるんですけれども、それをなぜ、そういう.5倍打ち切りなのか。それから、35平方メートルまでをノー減歩とし、その上の緩和の上限をその3倍としたか。これは今までの青木参事さんのご説明だと、区画整理協会の定型化のそういう書物に書いてあったとか、羽ケ上では3倍だったとか、そのような説明があるわけです。

でも、この間も瀧島委員さんの方からもありましたように、同じ市施行でやるのに、羽ケ上の方は50坪が過小宅地の限度というんですか、そういうものですが、なぜそこにそういう数字が出てくるかというのを、計算上、把握するというんですか、根拠というんですか、そういう分析が非常に必要なんだと思うんです。

今、私が言ったその資料のグラフも1つなんですけれども、逆に審議委員さんの方や市の方で、もっともっと、計算上 こういう分析によってこうですよとするためには何が必要なのかというのは、話し合っていかなければいけないと思うん です。

それで、前回の資料の資料2の方にいきますと、これは緩和を受けない場合の換地地積とか、減歩緩和を受けた場合の換地地積というのがここに載っているんですけれども、これは面積だけのことであって評価が加わっていないということです。前回も私が言ったんですけれども、計算上の根拠となる話だけじゃなくて、土地の評価上の根拠も必要だということをお話ししました。

それで、なぜ評価員と審議委員が分けられているのかも私はわかりません。それで、別のところで評価員がそれを決めてしまって、あとでこちらに持ってきて、それを一緒に照らし合わせてやっていくというのは非常に難しいかなと思うんです。

個々の権利者の負担という減歩とか清算金は、面積だけじゃなくて、この評価上の根拠が重なって出てくるのだと思う んです。それで、清算金と減歩の予想が、やはりそれがないとできない。

その辺は本当に専門の方じゃないと、私が質問した、なぜ評価員が分けられているかというのも、市の方や学識経験者の方やそういう方にお話を伺ってみたいなと思うんですけれども、最近は、土地の評価というのが情報公開条例ができてからいろんなところで公開されています。それから市の方にも、知っていらっしゃると思うんですけれども、照応の原則の縦の照応、横の照応という言葉があります。ですから、やはり評価と一緒にやらなければだめだと思うんですけれど、

まず、そこに関しての見解をお聞きしたいんですけれども。

会長(新井明夫君) ちょっと待ってください。この、今日提出された資料についてご質問が残っている方はいらっしゃいますか。では、それを先に審議します。3番・島谷委員。資料に対する質問ということです。

委員(島谷晴朗君) 資料 2-1、換地の申出書、これについて質問します。

これは、土地の所在地、ここに欄が5つあります。これはおそらく、あちらこちらに土地を持っていらっしゃる方、そういう方がいらっしゃると思いますので、当然これは必要ですね。申し出するときに、申し出街区に同じところにもしも申し出をした場合は、散らばっているものを合併して、そこにまとめてできるということになりますか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは、空いている土地、いろいろあるかと思いますけれども、これは商業だけではなく一般の方に対しましても、説明会等でも、今2筆あるのを合わせて合併で換地をしてもらいたいという希望の方につきましては考慮していきますということも説明しております。ですから、その合併換地というのは施行者側としては考えております。以上です。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 今のことですが、続けて。そうしますと、いわゆる商業地域に出て行きたいという人にとっては、自分の持っている散らばっている土地をまとめて、いわゆる路線価の高いところというか、そういうあれがありますよね。 当然、商業系に入るということは。そういうことの手助けも市がすると、施行者がするということになり得ませんか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) まず、もとになりますのが、申し出換地のところでございますが、申し出する場合は、申し出できる宅地、第2でこのような決まりがあります。「申し出できる宅地および申し出できる区域は次のとおりとする」。「現に商業活動の利用に供している宅地については」ということですね。ですから、そういうふうに商業施設というか、商業活動に利用している宅地のものについて申し出ができるということでございます。

ですから、そういう宅地が4つも5つもあるということは、私どもとしては、想定はしておりませんが、基準ではこのような形で、いわゆる商業活動を営んでいる、その宅地について商業地の方に申し出ができますよというふうなことでございます。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 今の話は、そうしますと各地に散らばっているその土地は、それぞれみんな商業を営んでいるという意味に解釈するわけですね。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 今のご質問の趣旨がちょっと。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) いわゆる今の青木参事の話では、各地に散らばっている、もちろん地区内のですよ、あるいは商業地であり、かつまたは商業を営んでいるものでないと、まとめて申し出街区に同じものを1カ所にまとめて書くということはできないと、そういう条件でないとできないということですね。

会長(新井明夫君) 青木参事、わかりましたか。答弁願います。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) そういうことです。ともかく商業活動を営んでいる、その宅地が申請できるというふうな形になります。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。資料についてですね。

委員(神屋敷和子君) 私は、前の回の資料の続きを今やっていたんですけど、今の回の資料のことになっちゃったの

で、こうやって飛んだりすると、何ていうんですかね、前回の続きの質問がしたかったんですけれども、まあ、今申し出 換地のここに来たので、じゃあ、ここのところで、今質問したことに関して質問して、前回の資料に関してはその後とい うことにいたします。

それで、今、島谷さんがおっしゃったのは申し出換地の場合ですけれども、申し出換地の場合はそうですけれども、合併換地とかそういうのでこちらに来ることもあるのですかということも、だからいろいろな手法があって、合併換地で来るということもあったりするのですかというような質問もあったのじゃないかなと思うんですけど、そうではないのですか。

市の方にお聞きしたいんですけれども、だから商業地域に行くというのは申し出換地だけじゃなくて、合併換地ということもあり得るということですよね。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 基本的にはそういうことではないですね。今ここでお示ししておりますのは、いわゆる商業活動で利用されている宅地ということでございますので、その方が申し出ができるというふうな形になります。

会長(新井明夫君) よろしいですね。限定的でございますから。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 合併換地というのは申し出換地のことなんでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) それとは違います。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) ですから、申し出換地だけを取り上げて、だから区画整理のこういう物事の決め方でおかしいなと思うのは、1つ1つを分散して決めていくと全部が合わさった中で非常におかしなことが起こってきたりするということを私は思うのですが、申し出換地だけ取り上げて言えばそれはできない。しかし合併換地というような手法もあって、例えば商店地域に持っていた人が自分の住居系に持っていたものをそこに移すということも可能なわけですよね。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) ちょっとすみません。もう一度。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 申し出換地だけじゃなくて、区画整理には、前回、合併換地の申し出がもう市の方には入っていますというようなお話がここの席であったんですけれども、その合併換地というのは申し出換地とは違うわけですよね。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 違います。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) もう一度、今の青木参事の話を確認します。具体的な事項を含めて。

例えばこの表を見てください。資料 2-1。土地の所在、何丁目何番地とありますね。これが、A さんがここに 2 つ、散らばっている土地を持っていると。そして、何丁目何番地と何丁目何番地の 2 カ所あると。この 2 カ所とも、商業地域あるいは商売をやっている、商業を営んでいるという人でないと、この申し出街区のところには、同じ街区に入れることはできないということですね。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 基本的にそのようなことです。ですから、地番というのは非常に、1 つの形で 土地利用されていましても、そこには筆数は 2 つも 3 つもある場合もあるわけです。そこで、商業を営んでいる。そうい うところには、当然そのような形で換地をしていくわけですので、そういうところにはその地番を書くというふうな形になります。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) それでは、今の土地の所在地、A さんは、1 番目と 2 番目の欄にそれぞれ同じ画地でない場合は どうなるのですか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) この場合も、いわゆる大きく離れていて商売を2つやっていたと。そういう場合は、一応希望は希望で出していただきます。しかしながら、それがうまく合わさって換地できるかといいますのは、それぞれ希望を出される方が多かった場合には、やはりそこのところの優先順位というのは、1 つの、原則的には一番大きなのはやはり照応の原則というのがありますけれども、照応の原則をまた1つ、こういうふうな申し出換地によって、事業計画に基づいて商業の集積を図るという大きなお題目があって、この申し出換地の手法をとるわけです。

ですから、すべての希望が叶うというわけにはいきませんが、申請は、希望を出せるというふうな形になります。

会長(新井明夫君) よろしいですか。では、7番・小宮委員。この資料についてにとどめてください。

委員(小宮國暉君) この資料の中で、今言われている、この場合はどうなんだ、この場合はどうなんだということがございます。それで、今議論がやはり行ったり来たりしているのを聞いていますと、申し出換地ができる条件なり、その人の状態なりというものが、表かなにかで整理されていないためだと思います。

ですから、商業を営んでいる人、例としたら、まあ5種類か6種類ぐらいに分ければ、これは申し出換地ができる、これは申し出換地がバツですよというふうな整理整頓は、すぐさまできるのじゃないかと思うんですよ。

それによって、今抱えている、例えばある住宅地なんだけど、現状は住宅地域なんですけど、計画図どおりでその近傍にいきますと商業地域になっちゃうと。「それはどうなんですか」なんていうふうなことがご近所から質問が来るわけなんですけど、それはやはり答え方としては、そういった方々も整理した形で矢印をですね、この場合、申し出換地ができる、できない、まずその2つを整理していただければ、このような時間は避けられると思います。以上です。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは、文面では申し出換地取扱い方針案の第2に記載してある内容なんですけれども、もしそういうふうに表にしていただきたいというご要望がありましたら、表を作成したいと思います。

会長(新井明夫君) 3番と7番委員、よろしいですか、今の件については。

(「はい、結構です」との声あり)

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 前回、この申し出換地の説明のところで青木参事さんが、「駅前広場も、介山記念館公園もそうだが、申し出換地等には入らない」と。「申し出換地と若干違うルールに基づいて換地設計する」とおっしゃっていたんですけれども、時間がなくてちょっと前回聞けなかったんですけれども、この申し出換地と若干違うルールに基づいて換地設計するということは、どういう意味なんでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 質問とのやり取りが、記憶にないのですが、そういうふうな、ちょっと違う方式という。いずれにしても駅前広場の方、介山記念館公園の中に入る方、それは都市計画道路も一緒だと思うんですけれども、おそらくその方が、そこの地区に当たった方が、申し出換地によって自分の希望するところに行けるかどうかという質問だと思うんですね、今の神屋敷委員のご質問は。

ですから、そういうことですと、それは区画整理の原則、これは照応の原則に基づいて換地設計をするというふうなことになるかと思います。

会長(新井明夫君) 青木参事、ちょっと。前回の議論では「その他特別な事由」がある、それは何かという質問があって、その例として介山記念碑等々幾つか例が挙がったわけです。その中で、土地所有者、その碑の所有者、そのほか関

係者相互に協議をして決めるんだというようなことで、その別途協議についてどういうふうにやるのかという質問があって、それに対して答えているわけです。思い出していただいたと思うんですが。青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 先ほどの神屋敷委員のご質問は、そうじゃないのじゃないかなと思うんです。 その他の理由でどういうことかというのは、今、会長がおっしゃったように、いわゆる介山記念碑はそうなんですよね。 そのあります土地の所有者が市ですので。持っている方は違うわけです。ですから、そういう場合には特別な理由で、い わゆる施行者が定めさせていただきますということをご説明いたしましたが、そのご質問と、神屋敷委員がご質問された ことと、私は違うというふうな解釈にとりましたので、ご説明いたしました。

会長(新井明夫君) じゃあ、もう一度。神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) すみません。「都市計画道路内にある宅地とか、駅前広場も介山記念館公園もそうだが、どこの場所に行きたい、というような申し出換地と若干違う」というような説明だったので、今の青木参事さんのお話だと、これは普通の照応の原則による換地でやりますよということですか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) そのとおりでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) この申し出換地の目的というんでしょうか、そこに関わることなんだと思うんですけれども、前回、青木参事さんは、商業地域の集積のためということを目的でおっしゃったんですけれども、今、ピンク色で商業系地域というのが面積で計画図に示されているんですけれども、この面積というのは、現在、商業をやっている人たちのお店を足した面積ではなくて、現在、商業系の面積の合計と同じになっているということで市からいつか説明を聞いたんですけど、それでよろしいのでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 今、土地利用計画で商業系地域を定めている範囲につきましては、今、神屋敷 委員のおっしゃったとおりでございます。おおむね、現状の用途地域の商業地域、近隣商業地域の面積にほぼ合わせた形で計画を立てさせていただいたということでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 市の方に教えていただきたいんですけれども、現在、商店は何軒あって、集積面積というんですか、それは何平方メートルなんでしょうか。それで、今、ピンクで描いてある商業系面積の何分の1に当たるのでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) その資料は今、持ち合わせがございませんので、もし要望がありましたら、作成してお出ししたいと思います。

会長(新井明夫君) よろしいですか、今の答弁で。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) そういたしましたら、例えば商業系地域の中の、借家人というんですか、それは何名ぐらいいるのかとか、借地人というのは何名ぐらいになるのか。借地権というのは、選挙のときに30名程度だったんですけど、借地権を結んでいない人というのがかなりいると思うので、これは正確な数は市の方で把握できないのかもしれないんですけれども、そういうようなことも教えていただければと思います。

それで、ちゃんとしたものは市の方から出していただけるのだと思うんですけれども、商業の集積を図るというのでしたら、商業区域の外にいる方で商業をやっている人じゃないと、商業をそのままやりますよと言って今のピンクの中の商業系区域には入れないということですよね。

それから、今のピンク色の商業系区域の中で、単なる商業をやらないで住宅の人たちというのは、今度またどんな商業地域になってしまうのか、市が集積と言っているのでかなり、にぎやかな、小作の方でもあったんですけれども、夜うるさくて眠れないとか、そういうので商業地域から出て行きたい、そういう人がいると思うんですね。そういう人数が全く

逆転してしまう可能性が、私はあると思うんです。

「商業の集積」とおっしゃいますけれども、いろいろな説明会で、こういうお話がありましたということを皆さんの声を聞くと、東側でも余り商業がうまくいってない中で、西側で商業地域の中で家を動かしても、足を引っ張り合ってしまうのではないかとか、あと、駅前広場のワークショップでこの間あったんですけれども、逆に、皆さんがどんな考えで商店街を見つめているのか見ていただきたいと、とても不安だ、というような声、それからあと、区画整理を機にやめたいと言っている人もいるという声を聞いています。

逆に、商業の集積じゃなくて商業の終焉になってしまう。商業が逆に衰退してしまうという結果にならないかということが、私には非常に不安なんです。そういうことも、なぜシミュレーションしないのかということなんです。

それで、前回、小宮委員さんの方から、都道の方とかいろいろな方で、申し出換地がどうしてできないのかというようなお話がありました。確かに、六町なんかを見学に行ったと思うんですけれども、六町では第一種低層のひだまり街区というのを作って、住宅間でもそういうことをやっているというお話がありました。

で、市としてはこれで何を考えているのかというのが、この申し出換地で何を考えているのかというがよくわかりません。それで、この申し出換地取扱い方針の「目的」のところなんですけれども、ここがそれにつながってくると思うんです。

皆さんに「目的」の第1のところを見ていただければわかると思うんですけれども、必要な事項を定めることを目的とするという、こういうものは行為にしかすぎない言い方で、目的ではないと思うんですね。この目的がはっきりしてないがために、その中身が非常に、何のためなのかなというのが分からないということがあります。

特に私は、シミュレーションというんですか、本当にこれで商業の集積になるのかどうかということも、市は徹底的な分析をして考えていかなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。市はどう考えますでしょうか。目的もあわせて見解を聞きたいんですけど。

会長(新井明夫君) 答弁願います。青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) まず、この取扱い方針なんですが、この事業を進めていく上には、一番大きなのは事業計画があるわけです。その事業計画を決定いたしました。その中には、設計の方針の中に、駅前周辺には商業機能の集積を図るということ、また、住宅地については云々というものが記載されてあります。そういうものを現実にしていくために換地設計をしていくわけです。

その換地設計の中をなおかつ細分化していきますと、こういうふうなもろもろの詳細、いわゆる細則的なものを定めなければならないわけです。ですから、この方針を定める目的というのは、こういう目的で定めるわけです。

ですから、まず、もとにあるのは事業計画。その事業計画でうたわれている設計方針を実現するための換地設計基準を 定めようとしているわけです。その1つの細則なわけですね。ですから、その辺をご理解いただければ、おのずから分か ってくるのではないかなと思います。

いずれにしましても、その街の方向、確かにシミュレーションはいろいろありますが、いずれにしましても、その事業計画で定めている、将来の、事業計画が最終的にこの事業が完全に終わったときの、その設計方針というのは事業計画で定めておりますので、そこのところは各委員それなりにシミュレーションを持っていただきたいというふうに考えております。

会長(新井明夫君) 1番・黒木委員。

委員(黒木中君) 資料 2-1 の換地申出書について、ちょっとご質問しますが、申出街区という欄が 1 つしかないのですが、1 つというか縦には幾つもあるのですが、多分、申し出をして換地の割り付けをするのに、こっちではだめだとか、こっちは場所がないとかと、いろいろ試行錯誤があると思うので、当初から、第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望と、それぐらいまでは書く欄を作っておかれた方が、もし、この書式をお定めになるのであればよろしいのじゃないかなというふうに、意見も含めて、そういうことはおやりにならないのかなという質問なんですが。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) そのような形で修正をしたいと思います。

会長(新井明夫君) ほかに。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 今もありましたけれども、街区を、この街区、この街区、この街区って申し出ると言いますけれども、また、ぐるぐる回ってしまうんですけれども、やはり用途地域とか地区計画がはっきりしてないと、普通の一般の方では評価がどうなるかも分からないし、街の中がどうなるか分からない。だからできない。

それで、この申し出換地は、よっぽど何か目的がはっきりしていて、よく見えている方じゃないと出せないような気が

するんですけれども、そうではないのでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) いずれにしましても、商店を営んでいる方には、その旨十分な説明をして、ご 希望を伺っていきたいというふうに考えております。

会長(新井明夫君) 資料についていろいろご質問いただきましたが、先ほど神屋敷委員の答弁を保留とさせていただきました理由は、資料として作成された内容の質問程度にして、そこから内容がいろいろと出てくるのだろうと思うんですが、前回お話しを申し上げましたように、総括質疑の中でいろいろとまた議論をしていただくということもお話しをしてございますので、先ほどの神屋敷委員の、いわゆる換地基準を超える評価との整合性の問題、こういった区画整理を進める上において、前々回ですか、今まで何回かそういうご発言もあるわけでございますので、総括という場にこれを切り換えて、その中で施行者の方から答弁をいただきたいというふうに考えておりますが、委員の皆さん、よろしゅうございますか。3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) この資料で、今日出されました「私道等の取扱いフロー図」ですか、フローチャート、参考資料、これをもう一度、確認をさせていただきたいのです。

この(3)は、換地の対象になる部分は A のみ。B のいわゆるセットバック部分については、これは非課税であるがゆえに、 A のみということですね。それで、このセットバック部分は、これは清算金ですると前に言いましたね。それでよろしいですか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) はい、そのとおりでございます。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) それで、第7回の資料で、羽ケ上の例を出されたときに「私道割合による換地地積と減歩率の変化」という、この図を出してもらいました。そこでこういうふうに書いてあるんですよ、羽ケ上の例では。「私道を一般宅地の3割で評価し」と書いてある。一般宅地の3割評価ということは、これは宅地の3割評価というふうに解釈するのではないかという記載があります。これは、羽ケ上では実際そうだったのですか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 私道は、私道で使っているところは3割で評価をしております。

委員(島谷晴朗君) 宅地のですか。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) はい。

委員(島谷晴朗君) 清算金じゃないということですね。

会長(新井明夫君) その点、よく説明してください。青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 清算金は清算金なんですけれども、そこで持っている点数が3割評価ということでございます。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) それで、実はこれは住民からの質問で、どうしてもおかしいじゃないかという意見が出ております。説明会のときもそのことを質問されたそうですが、答えなかったということで。

このフローチャートの例えば(2)、(3)の、まあ(1)も含まれるのでしょうが、(2)、(3)の場合には、これはセットバック部分はもう換地はないわけですね。ですが、縄延びの場合は00%換地されると、縄延び部分は。これは、このフロー図の(2)、(3)、あるいは(1)も含めて、これは自分で購入して、(2)の場合はこれ、税金も納めていると。そして(1)も(3)も、これは自分の家を買うときに一緒に買っているわけですよね。

ところが片や縄延びについては、おそらく税金を払ってないでしょう。なのに 100%換地というのは一体どういう、こ

の不公平は感じないかというのが質問の趣旨です。どうなんですか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 島谷委員のおっしゃることも理解できないわけではないのですが、この私道取扱い方針の考え方を説明しますと、宅地として利用される場合は、その道路が建築基準法という法律に基づいて 4 メートル以上でなければ家が建たない。これは私の権利であっても、所有権があっても、そこのところは公共の用に供する道路として提供しなければいけないわけですね。で、家を建築する際でも、敷地面積として算入することができないわけですね、セットバックした部分というのは。

そうしますと、そこでは当然として、市街地で宅地として利用される場合は、そういう大きなルール、いわゆる都市計画区域内に入っている宅地は、1 つの建築基準法というルールにのっとって家を建てていかなければ、それこそスラム化が進んでしまうわけです。ですから、そういうきちっとした決まりがあるわけです。で、土地の使える範囲も規制されております。

それと、縄延び分はというところとは、区画整理事業上では今まで、それこそもう昔からそのまま土地を使って、これは土地の面積を申請するときには昔の形で申告している。それが台帳上いわゆる登記されて、それが課税の面積になっているわけですね。でも現実として、実際は自分の、そこの部分の囲まれたエリアはその人の権利なわけです。

ですから、それに対して区画整理でも、その空間というものは当然1つの換地基準として、やはり定めるべきというふうな考え方でございます。

会長(新井明夫君) 1番・黒木委員。

委員(黒木中君) 余計なことかもしれませんけれど、今の発言の中で、ちょっと議事録のほうと、また後でごたごたするといけないので訂正をされたほうがいいところがあると思うのですけれども、都市計画区域外でも建築基準法の規定は適用されるのです。都市計画区域内で適用される、限定されるというのは、建築基準法上の第3章の規定が都市計画区域で特別に適用されるということなので、先ほどおっしゃった意味は、建築基準法第3章の規定というふうな意味合いでおっしゃったのだと思うのですけれど。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 黒木委員のご指摘があるのですけれども、第3章はたしか第4条の2から始まっているということで、建築基準法の道路は第42条になります。

そうしますと、区画整理地区内のいわゆる集団規定に適用されていまして、これは、私もちょっと言葉が足りませんでしたが、大きな建物ですね、大きないわゆる公共施設とか不特定多数が使いますような、いわゆる建築上で言います特定建築物というものにつきましては、確かに黒木委員のおっしゃるとおり、これは都市計画区域外でもその道路規定はございますが、私がちょっと話をさせていただいたのは、一般の住宅地として利用される場合は、いわゆる道路は原則として4メートル、4メートル未満の場合は42条2項によってセットバックすれば4メートルの道路として見なしますよというふうなことをご説明したわけです。

ですから、これは一般的な住宅としての考え方を述べさせていただいたということで、基本的にはそういうふうな集団 規定が3章からございますので、もし訂正があるようでしたら、私のほうを訂正させていただきます。

会長(新井明夫君) ほかにございますか。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) しかし、0.3 対応じゃなきゃいけないというような規則はないわけですよね。区画整理では、 非課税のところはこうしなければいけないとか、そういう決まりはないはずですよね。

だって、ほかのところで 0.7 対応のところもあれば、1 対応するところもあるだろうし、だとすれば、なぜ縄延びの方はということで、不公平なんじゃないかと。たとえ非課税であっても、買ったときには A、B を含めて買っているわけですから、区画整理が降りかからなければこういうことは起きないわけですので、そのまま認めてあげるというのが、普通の住民をいじめない感覚なんだと思うんですけれども。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) そういうご意見が審議会委員の方から施行者に言っていただければ、あくまでも私の方は施行者として1つの原案をお出ししておりますので、換地設計基準の中で、そういうところはこういうふうにすべきだということをご意見でいただければ、施行者としては、またそこのところは考えてみたいというふうなことだと思います。

会長(新井明夫君) ほかにございますか。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) いつも青木参事さんはそうおっしゃるんですけれども、説明会の中でも住民の方に、もう 0.3 対応だみたいなことをおっしゃっていると。非常に問題だと。何もまだ決まっていないのに、また、評価員の方でもそういう話が通っていないのに、そういう説明をしているということ。

それから、前、第7回資料のところでも、私道を換地しない場合と私道を一般宅地の3割で評価して換地した場合というような、どっちが面積が広くなるかというような表があったんですけれども、これ、前回でも言ったんですけれども、これが非常にわかりにくいのですけれども、こちらのことでちょっとご質問してよろしいでしょうか。

会長(新井明夫君) 今日配付されました資料の質疑が終わってからやっていただきたいと、会長としては考えております。ほかに、今日提示された資料について質問の、残りの方はいらっしゃいますか。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 今日のこの配られたものだけ、まず先にやるというのだったらば、先にそう言っていただかないと、まだ分からないことはあります。

会長(新井明夫君) 冒頭、出された資料について説明を求めて、それに対する質疑ということで始めたわけですから。 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) しかし、会長さんはそうおっしゃるんですけれども、今回出された資料というのは、今までの何回かのをまとめたもので、新しい議題じゃないので、また元に戻ってしまうかもしれないのですけど。

会長(新井明夫君) 神屋敷委員、したがって、総括はフィードバックもあるということを冒頭申し上げてありますね。 この審議会がスタートしたときの。そういう中で総括としてその中で質疑をしていただける場面がありますから、ひとまず今日出された資料について不明な点を質疑していただくと、そういうことでございます。よろしいですね。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) じゃあ、今日の資料のところで一番簡単なというか、わかりやすい質問で、一番最後の赤道のことなんですけれども、赤道の地図が出ているんですけれども、これは前々回、中野委員さんの方から、私道の取り扱いのところでこういう赤道の地図が出るとわかりやすいというようなことで、この地図が出されたものなんだと思うんです。この地図で、私道の取り扱いのところで何と関係してくるのか、また、どのような扱い方をされるというのか。まず、そこまでちょっと教えていただきたいのですけど。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは、いわゆる公の道路、事業計画で定めています、これは国有地になりますが、そこのところです。これは中野委員から、もう少しわかりやすいのじゃないかということで。以前お出しした道路は、あくまでも建物を利用する際に取り扱っている道路の扱いなわけです。それと、今日お示ししましたのは、そうではなくて、あくまでもいわゆる公図上の赤道をお示ししたものというものでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) ちょっと私が言うのもおかしいのですけれども、中野委員さんは、これで自分のご質問はわかったということなんでしょうか。それから、先ほども資料のところで、どのような扱いをされるというのは、ほかの道路とは差が出てくるのでしょうか。この2つなんですけど。

会長(新井明夫君) 前段はどなたに対するご質問ですか。

ちょっと待ってください。施行者に質問してくださいね。

青木参事。中野委員さんがこれで了解されたかという質問について、1点目ね。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 中野委員さんにはこのような、特に今、川崎地区には、前回お出しした中には 塗られてない道路がありました。ですから、そういうところも中野委員さんから、こういうところはどうなっているのか と。こういうところは赤道になっていて、いわゆる建築する際の道路として扱ってありませんので色が塗られてないとい うふうなご説明をして、それで赤道だけの図面をお出ししたということでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) もう1つは、どのような扱いをされるのかということです。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これはあくまでも、赤道の位置がこのような形になっているということを、前回お出しした、いわゆる建築基準法の道路として扱っているものと赤道との比較を見ていただければ、そのような形でお使いになっていただければと思います。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 私の方にも住民の方から、塗られてない道路があるということだったんです。そうすると、塗られていないのはこの赤道だということは、塗られていないということは私道としては取り扱わないということなんでしょうか。そういう説明もないと分からないんですけれども。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これはあくまでも公図上、赤道になっているところをお示ししたものです。ですから、今、神屋敷委員がお示しになった「この道路は」というその道路が、私道と言ったらいいのでしょうか、いわゆる公図上、国有地になっていないものなのかというのは、どこだかわかりませんのではっきりしたことはお答えできませんが、今回お示ししたこの赤道が、いわゆる公図上は道路になっていますけれども、実際、現在使われてないのもありますし、道路とした形で残っているものもあります。

しかしながら、建物を建てる際に利用している私道とか公道は、前回お出しした道路の扱いになっているということで ございます。

会長(新井明夫君) よろしいですね。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) じゃあ、塗られてなかったところはこの赤道だよと。それでここの道路に関しては私道ではないから、そのままセットバックのところの課税がどうのこうのという問題にはならないということでよろしいんですね。

会長(新井明夫君) 青木参事。赤道の扱いを説明してください。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは、赤道で 42 条 2 項道路になっているものもありますし、そうでないものもあります。ですから、これでは実際見ていただくのは、赤道というものはこういうもの、それで前々回、前回ですかお出ししたものが、いわゆるセットバックしている道路は水色ですか、そのような形でお示ししたというふうなものでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) そういたしますと、前回出されたもので重なっている色の部分に関しては、私道として取り扱うというふうな市のお考えで、そうじゃなくて赤道だけの部分というのは単なる国道であるから、どうなんですか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これで示していますのは、あくまでも無地番の赤道ということ、無地番のいわゆる公の道路でございます。そして一中通りも、見てもらえるとわかるのですが赤道の色塗りがされています。実際、ここは羽村市の道路として拡幅もしております。しかしながら公図上は、やはり地番のない、公図上、無地番のところが残っているというふうな形になります。

ですから、ここの公の道路、都道3・4・5号線も、もう既に都道にはなっておりますが、これは以前からの道路でなくて都市計画道路としてつくった道路なわけです。ですから、こういうものは赤道になってないわけです。そういうふうな見方をしていただければと思います。

会長(新井明夫君) 神屋敷委員、よろしいですか。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) これは、国道ということではないということですね。何か前にそういうふうに教わったんですけれども。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは事業計画で、ここで国有地にというふうな形で、道路というところですが、現在は、この赤道は基本的には地方公共団体が引き継ぐというふうな形になっております。

会長(新井明夫君) よろしいですね。

委員(神屋敷和子君) はい。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) そうしますと、先ほど 42 条道路も含まれているという話でしたね、この赤道の中に。そうですね、確かにそう。そうしますと、これは 42 条道路の中には当然、私道は含まれているわけですから、セットバック部分も当然あるわけかな。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) この赤道はいわゆる 4 メートル未満でございますので、道路中心線から 2 メートル、それと公道がもし例えば 3.6 メートルといたしますと道路中心線から.8 メートル。道路中心線から 2 メートルまでが道路として必要になりますので、その 20 センチ分が私道というふうな扱いになるということでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) これ、事業計画書の中では国有地 2 万 9,680 メートル。今、何か青木参事さんがおっしゃっていたんですけど、そこに当たるのでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) はい、そのとおりでございます。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) そうすると、事業計画書を調べたら国有地2万9,680平方メートル、で、その後ろに3筆とあるのですけれども、これはどういう意味なんでしょうか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは、細かく言いますと、赤道の部分ともう1つ、建設省とか内務省、昔の建設省とか内務省とかですね、そういう、以前国が持っていて道路として使っていたところもあります。そういうところから3筆というふうな記載をしたものでございます。

会長(新井明夫君) よろしいですね。8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 今日配られたものの中の、資料3のところになるのですけれども、私の方がこれの流れが分からないというようなことでお出しいただいたのだと思うんですけれども、これを見てもよく分からないんですけれども、「申し出換地の受付」というところがあるのですけれども、先ほどのご説明だと、7月をめどにやるとおっしゃっていたと思うんですけれども、申し出換地というのはどのような条件がそろわないと、というか、やろうと思っている地権者が分からないとできないというか、どういう条件がそろわないとできないのでしょうか。

ここがすごく早いのですけど、市の考えているのが。それをちょっと教えていただきたいんですけど。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 今のご質問はちょっとよく分からないのですが、商業活動を営んでいる方が、 基本的にそういうふうな事業計画の中で、商業集積をしていきますよというふうな事業計画がありますから、それに希望 される方が申し出てくるというふうなことだと考えております。 **会長(新井明夫君)** 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 今のことに関連してですが、いわゆる用途地域だとかそういうこと、評価も分からない、街区も分からない、それから施設内容も分からない、そういう先の全く分からない状況の中で、そういう申し出換地を受け付け、終了が7月というのですが、受け付けして7月に終了するという、そんなこと可能なんですか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) 今、施行者側ではそのような形で予定を立てて、換地設計をしていきたいというふうに考えております。

会長(新井明夫君) 3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 結局、先の見えないような、先の形が何も見えないのにそういうことができるのか。

会長(新井明夫君) 青木参事。

都市整備技術担当参事(青木次郎君) これは事業計画で、もう以前もご説明しておりますが、やはり基本的には事業計画に基づいて、事業計画を実現するためにこういうふうな審議会もあるわけです。ですから、事業を進めていく上で設計の方針に基づいて事務を進めていくというふうな形になります。

いずれにしても、何もかも分からない、区画整理は非常に、島谷委員がおっしゃることも全く理解できないわけじゃないのですが、すべて換地設計をして、用途地域の設計をして、それぞれの換地計画を定めて工事をするということではないわけなんですね。あくまでも換地設計、仮換地を定めるわけです。

その中で事業計画に基づいて換地設計をするわけです。その換地設計をするためにはルールが必要。そのルールも、定められておりますのは、この事業計画で皆さんから負担していただきます減歩率とか、そういうものは決まっているわけです。そういう範囲内の中で換地設計をしていく。詳細まで定めることが、実際問題、区画整理事業の場合はできない。それが区画整理の特性、特性と言ったらおかしいのですけれども、そのような形です。

これは、やはり細かな基準を当然定める。換地設計するためにはルールが必要なわけです。現在はそのルールを、この 事業計画に定めているような区画整理ができるそのルールをまず定めましょうというのが、今、皆さんから換地設計基準 案に対してご意見を伺っているというところでございます。

会長(新井明夫君) 島谷委員に申し上げますが、この議論が進展しますと、先ほどの神屋敷委員の総括へ質疑を回した内容と同じところまで膨らんでいかないと答えは出てこないと思うんですね。だから、その範囲にとどめておいていただいて、その先のご意見は総括の中でやっていきましょう。3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 僕が知りたいことは、いわゆる区画整理の特性だというのであれば、どうも分からないものに対してわかるようにまずしないと、そして、結局例えば商売をやっている方が申し出をして、そしてそこへ行って大丈夫かどうかというようなことは、いろいろと判断して悩まれることだろうと思う。それから、当然それには経済的な負担もかかってくるわけだから。

だからそういうような状況で、やはりそういうルールを決めることもこれは大切なんだけれども、その前に、こうこう、こういうことがあるんですよというような、並行でなくてそういうような説明が前提に、説明を住民に対して十分やったその前提の上でやるのかどうかと。それが非常に大切なことなんだなというのが僕の考えです。

会長(新井明夫君) ただいまのは意見でございますからね。神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 新井会長さんが総括というものをどういう形で考えていらっしゃるのかというのを、私はお聞きしなきゃいけないなと思っているのですが、2月6日に私道等取扱い方針の資料に関して、こういうところを直してほしいというのを2月6日に市の方に出しているんですね。それで、これは検討会を開きまして、こういうものをお願いしますということをやっている。で、それを見てからじゃないと、やはりルールづくりといったって分からないんですよね。

ルールを決めちゃって、後から、そんなことが起こるのかというようなことになってしまったら、一番最初に私が言いましたけれども、まちづくりという事業の中で、1人でも住民が苦しんだり不幸になるようなことは、審議委員として絶対やらせるわけにはいかないというふうに言ったんですけれども、そのためにはやはりわからなきゃいけない。

知っていらっしゃる方とか学識経験者の方は、もう何回もやっているから聞いていて非常に変なふうに思うかもしれないのですけれども、そのために換地設計基準案の学習会をやりましょうというふうになったんだと思うんですよ。

私はそのときに、青木さんが換地設計基準案の説明をしたその次の会だったので、青木参事さんの説明に対して質問ができるのかなと思いましたら、新都市建設公社の水島さんという方が出てきて、区画整理一般に関して勉強会をやったん

ですね。で、ああ、やはり換地設計基準案というものをいろいろ議論していく中には、区画整理一般のことを詳しくわからなければだめなんだなと、私は思ったのです。

で、ただそれはまるで1回だけで終わってしまって、まるで形だけしたというふうに私はとっています。まだまだ、あれで聞きたいことはありました。

それで、よく新井会長さんは、市の方に個人的に聞いて勉強しなさいっておっしゃるのですけど、それもやっています。 市の方に聞いてくださればわかるんですけど、分からない言葉やなにかも、本当に電話をかけたり、いろんなところで調 べてやっています。

しかし、区画整理というのはものすごく複雑で、いろいろ各地で問題も起きていますし、またこれは負担を伴うものですから、やはりそう簡単には、ルールを決めるといったって、そこの部分だけで討議ということはできない。全体的に知らなきゃいけない。それで、私が学習会のときに日野の例を出したんですけど、日野市の審議会ではちゃんと評価基準のところまで勉強をやっています。できるはずです。

そういうのをトータル的に見ないと評価は出てこない。だからそこのところを勉強しなきゃいけない。で、私なんかは 1つ1つ、検討会を開いて、まず前の資料に関してこういうものを作ってくださいと、六町のこともせっかく勉強しに行ったのだから、六町と比べなきゃいけないから六町のことも載せてください、訂正版を出してください、と言っています。

その中で訂正版を出すというふうな回答も得ています。それで訂正版を見て、それに対してまた討議していくことがないといけないと思うんですけれども、新井会長さんはそれを総括とおっしゃっているのでしょうか。それとも、換地設計基準案のルールということではなくて、外の全体的なものに関しての総括というふうにおとりになっているのでしょうか、教えていただきたいのですけど。

会長(新井明夫君) まず、換地設計基準のこの会議に入る前に申し上げて皆さんのご了承をいただいたのは、換地基準の全体のまず質疑、そして各論へ入っていく。で、各論が終わった段階でもう一度、フィードバックも含めて換地設計についてあり方が、いろいろありようがあるわけでございますから、そういうものの議論をしていただくと。

今ここで、施行者から諮問を受けているのは換地設計基準です。で、もう1つ、そういう中で評価の問題が出てまいりましたね。これは個別にその議論をしていくよりは、換地設計基準という総括質疑の中で、施行者の方にも言い分があろうと思います。それから、法の1つの限界もあろうかと思います。そういったものを換地設計基準と密接に関連して、最終的には仮換地を切っていくわけでございますから、総括の中で質疑をしていったらどうかなということです。

それからもう1つは、まちづくりのありようについていろいろ議論がありましたが、私はその都度、審議会の権能について触れてきたと思います。したがって、その総括論議も、意見としてはそういうご意見が発言される場もあろうかと思いますけれども、審議会がその意見に対してどうこうするという権能はないということを、重ねて申し上げてまいりました。

私の総括は、議題となっております換地設計基準案について、一通り個別事項の質疑が終わった、したがってそういうものにも触れても結構でございますけれども、全体的な換地基準はどうあるべきか、そういった議論、これを総括質疑として私は期待しておるところでございます。以上です。

会長(新井明夫君) 8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) そういたしましたら、以前、この資料をもう一度訂正して改訂版を出してくださいということが、いろんなところで出ているのですけれども、それはまた出していただいて、そこでやっていけるということでしょうか。

会長(新井明夫君) 換地設計基準案に資するものであれば、そういうことは対応してまいりたいというふうに考えております。

3番・島谷委員。

委員(島谷晴朗君) 今の会長の総括の意味がわかりましたが、私は、もちろん今の会長のお話はよく理解できます。 今、会長は、出された議案について、そしてここで発言してみんなでやってほしいという期待なんでしょうが、やはり先 ほどもちょっと会長が話された、まちづくり云々というような事柄については、ここにはなじまないという話、これは最 初にそう話をなさったとありますね。

しかし、やはりその経緯だとか、経過だとか、そういったことをつまびらかにしないと、こういう換地基準案に盛り込まれていることの、確かに法というのは複雑です。もうなかなかわかりづらい。それから、そういうものをやっていくにしたがって、非常に法そのものに不備なところがあるのではないかということに気づいてくるわけですね。

確かにこれは限界があると思う。人間のつくったものですから。ですから、そういう不備のところについてはどういう ふうに考えていくのかということは、これはまあ、法律家でも、それから一般の素人であっても、それぞれの考え方があ って僕はよしと思うわけですね。

ですから、そういうことで余り出された議題のみにとらわれないで、ある程度幅を持たせてそういう経緯のところも発言させて、そしてその本質みたいなところを、不備になるようなところ、法の不備、補い切れないようなところ、そうい

ったところも、そういう経緯の話によって、ああ、ここのところは足りないんだと、だから我々はこうしなくちゃならないのではないかというような、そういう観点で見ることもできるのではないかと思います。

で、これは総括にまだ入っていないので、要望はあるんですけれど、それぐらいのところにさせていただきます。

会長(新井明夫君) 今、ご意見をいただきましたが、意志を決定するという問題と、それから、それを取り巻く状況について議論をするということとは、おのずから違うんだろうと思うんですね。で、先ほど総括というのは、1 つはいろいろと、何といいますか工夫をしていただきまして、換地設計基準後に議題としておりますから、工夫をしていただいて、そういう総括のありようをうまく活用していただければいいのだろうというふうに思います。

それからもう1つは、意見というのは、換地設計基準を超える部分で意見というのは当然あろうかと思います。そういう意見の開陳は、これは意見としてこの場で施行者も伺うことは、これは結構な機会であろうというふうに思いますので、そういうことで、これはなかなか非常に法的な制約がある中での審議会ですから、どこまでという天井知らずの場ではないはずでございまして、それぞれの役割分担がこの行政、地方公共団体の中にはあるわけで、これも前に申し上げましたから、2度目になりますから省略はしますが、その辺をひとつ頭の中に入れて工夫の上、総括する方に臨んでいただければよろしいかなというふうに思います。

8番・神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 審議会の権能ということで、いつも会長さんの方からお話があるんですけれども、江戸川の瑞江なんかでは審議会で道路を変えています。計画図の中の道路を変えています。大なり小なりそういうことが行われたということはあります。それと、審議会で、評価員が決めた路線価等を3回書き直しをしています。審議会の中で。

ですから、権能と決められたことといえども、やはり間違った方に行ったりしないようにしなきゃいけない、そのために審議会がある、そう思います。市のためにあるのじゃなくて、前回も言ったんですけれども、市イコール審議会じゃないのだと。そのために住民から出てきているのだということ。

それとあと、市の方から、こういうものが提示なければということがあったんですけれども、2月22日のときだったと思うんですけれども、青木参事さんの方から、減歩緩和のところで出てきた、減歩がここは高いと。意見を述べられた委員さんは、田畑の羽ケ上のところよりもこちらの方が逆にふえていると。

青木参事さんは、いや、こっちは市街地だから仕方がないんだ、のような話だったんですけれども、逆に、本来、家が建ち混んでいるところで区画整理をするというところでほかの例を見ますと、逆に増し換地とか、広くするようなこともいろいろな工夫でなされているところもあるぐらいなんですね。

そのときに青木参事さんの方から、「不要な道路がもしあったとすれば、そういうものはなくしていくこともできましょうし、また、若干細くするというんでしょうか、幅員を若干狭めることになりましても、将来の環境が変わらないことであれば、そういうところも見直すことは可能と思います」と。「いずれにしても、いろんな形の減歩率の低減していく検証というのは当然必要で、それにつきましては審議委員の皆さんから意見を出していただく」というような話も出ているわけなんです。それで、地権者の会の方からも、いろんな方からも、この道路の問題は出ています。

それで、私はなぜ用途地域にこだわるのかといいますと、都で決定する用途地域というのはまだまだ先です。それなのに、前回のときに、市から東京都へ用途地域を案を出さなければならないときには一部仮換地をしなければならないというようなお話があったんですね、中野部長さんから。

そういうようなことで、市は、駅前の着工とかそういうことで、早くしなきゃいけない、早くしなきゃいけないという ふうに思っているのじゃないかと思うんですけれども、そうじゃなくて、やはり一番その根幹にかかわる道路のこととか、 そういう話もここで出てきているわけですから、ここでどういう街にするか、そうでなければ申し出換地なんかもできる わけないし、みんなも協力するわけがない。それで、用途地域の説明をしたって、あの道路の図だったら私は意見の言いようがない、という人がたくさんいるわけなんですよ。

そんな中で、市が逆に、都にその案を急いで見切り発車して上げてしまうことが、この事業の間違いの出発点になるのじゃないかと思うので、私はそこのところを十分ここで話し合う必要があると思うんですけれども。

会長(新井明夫君) 審議会の、私が承知している権能については、以前申し上げましたとおりでございます。それで、施行者と権利者との間で、これは論議する場は無限にあるわけですから、十分活用をしていただくということを再三申し上げているわけです。

で、まあ、他の地区の審議会の例が出ましたが、そういう状況がどういう法的解釈のもとでなされたのか、私はまだ、初めて今伺いましたからわかりませんので、施行者において調査ができれば調べておいてほしいと思いますが。

そういうことで、私の考え方が違っておれば修正していかなくちゃいかんだろうと思うんですが、今の法体系を見て、 審議会はあくまでも市長の諮問機関であるという理解でおります。したがって、みずから自発的に行動を起こすということが、やりたいんですけれども、おのずからそこには諮問機関としての立場があろうかと、こういうふうに解釈しております。

それからもう1つは、総括の中で、特にフィードバックを認めながら、今まで質問を落とした点は大いにやっていただくと、それから意見も述べていただくということですから、意見の中でそういう発言の場もあるわけでございますので、ひとつ理解をしていただきたい、そういうふうに思います。以上です。

7番・小宮委員。

委員(小宮國暉君) それでは、この資料に基づいた質疑については置いて、次の質問に移ってよろしいでしょうか。 時間も時間なんですけど。

会長(新井明夫君) まだこれは、今日一日で終わる話ではございません。で、時間が5時といいますと、いろいろまだ議論をしたいことはたくさんありますが、いかがでしょう、皆さん、今日はひとまずこの辺でお開きとしていただいて、次回に委ねるということでいきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(新井明夫君) ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

それから、本日の日程は終了したわけでございますけれども、次回、第11回審議会につきまして、3月28日、月曜日、午前9時30分からを予定したいということでございますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(新井明夫君) ありがとうございました。3月28日、月曜日、午前9時30分を予定しております。

なお、傍聴の方にお願い申し上げます。何度かささやきが会長の耳に届いておりますが、次回以降、ひとつ決まりに従った傍聴をお願いしたいと存じます。

以上で、第10回の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。